回覧

	火災	救急
福島市	53 件	8,555 件
飯坂署	11 件	711 件
東出張所	4 件	851 件

令和 2 年 9 月 30 日現在

飯坂消防だより

編集・発行
飯坂消防署
福島市飯坂町字銀杏 6-13
ＴＥＬ:024-542-2986
ＦＡＸ:024-542-6544

令和 2 年 11 月第 178 号

秋の福島市火災予防運動を実施します！

この運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、万が一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、高齢者を中心とする犠牲者の発生を減少させることを目的としています。

実施期間：令和2年11月9日（月）～11月15日（日）

防火標語：「その火事を　防ぐあなたに　金メダル」

主な行事

1　防火パレード

実施日時：令和2年11月9日（月）　10時00分～11時00分
実施場所：吾妻通り（置賜町地内）※小雨決行
実施内容：福島文化幼稚園の園児による防火パレード
（協力機関：福島南ロータリークラブ、（一社）福島県消防設備協会）

防火パレードの様子

2　火災防ぎょ訓練

実施日時：令和2年11月9日（月）　15:00～16:00
実施場所：トーアエイヨー（株）福島工場（福島市飯坂町湯野字田中1番地）
実施内容：地震によって火災及び逃げ遅れ者が発生したと想定し、消火・救助活動を行います。

3　一般家庭防火指導

実施機関	飯坂消防署 福島市消防団第15分団（大笹生）	飯坂消防署東出張所 福島市消防団第13分団（余目）
実施日時	11月14日（土）、15日（日）9:00～11:00	
実施場所	大笹生地区	余目地区
実施内容	消防職員と消防団員が一般家庭を訪問し、防火・防災指導を実施します。	

取り付けましたか？命を守る住宅用火災警報器！

消防法により設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率について、令和2年7月1日時点での調査結果が総務省消防庁より発表されました。

【福島市】設置率 79％　条例適合率 62％
参考：令和元年　設置率 79％　条例適合率 54％
【福島県】設置率 79.3％（全国 32 位）条例適合率 58.2％（全国 41 位）
参考：令和元年　設置率 77.4％（全国 37 位）
条例適合率　54.5％（全国 44 位）
【全　国】　設置率 82.6％　条例適合率 68.3％
参考：令和元年　設置率 82.3％　条例適合率 67.9％

※設置率＝市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合。
※条例適合率＝市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の全世帯に占める割合。福島市の条例では、**全ての寝室および2階以上に寝室がある場合は階段部分**に設置することが義務付けられています。

【住宅用火災警報器なんでも相談窓口】

・購入先、取り付け箇所などのご相談
・住宅用火災警報器の取り付け支援
・住宅用火災警報器出前講座の実施
お近くの消防署に相談窓口を開設しておりますのでお気軽にご相談ください！

寒い季節ヒートショックにご注意！

「ヒートショック」とは、寒い季節の入浴時など、体に急激な温度の変化を受けた時に、血圧が大きく変動し体に不調を起こす病気のことです。

入浴時に体の不調を起こし救急搬送される患者のうち、8割が65歳以上の高齢者の方といわれております。

「ヒートショック」を予防するため、次のことに注意しましょう。

◎　飲酒後や食事直後の入浴は避ける。
◎　浴室、脱衣所を温めてから入る。
◎　かけ湯などをして徐々に体を温めて入る。
◎　熱い風呂への長時間入浴をしない。